

# I-1 教 育 行 政



## I - 1 教育行政

### 1. 教育目標及び基本方針（令和元年9月3日 台東区教育委員会決定）

#### ≪教育目標≫

台東区教育委員会は、子供たちが心身ともに健康で、人権尊重の精神を基調としつつ人間性豊かに未来を創造する人材に成長することを願い、

- 互いの人格や多様性を尊重し、思いやりの心と規範意識をもつ人
- 個性や豊かな創造力、健やかな体を持ち、自ら学び、考え、行動する人
- 台東区の歴史・文化に誇りをもち、地域社会を愛し、発展に貢献できる人の育成に向けた教育を充実する。

また、だれもが生涯にわたり自己実現に生きがいを見出し、学びを継続し、心豊かに人生を送ることのできる生涯学習社会の実現を図る。

そして、あらゆる世代が豊かな人間性を養い、心身ともに健やかに成長することができる多様な機会を創出する。

#### ≪基本方針≫

台東区教育委員会は、「教育目標」達成のため、以下の「基本方針」に基づき、総合的に教育施策を推進する。

#### 【基本方針1 人権尊重の精神の育成】

幼児・児童・生徒が人権尊重の精神にもとづき、生命を尊び、自他を尊重する心や社会の基本的ルールを身に付け、社会の形成者としてよりよく成長できるよう、家庭・学校（園）・地域社会・関係機関が、それぞれの役割と責任を果たし、緊密な連携のもとに人権教育を推進する。

#### 【基本方針2 学校教育の充実】

未来を創造する幼児・児童・生徒が、たくましく生き抜くことができるよう、健康の増進と体力の向上を図るとともに、基礎・基本を確実に定着させ、自ら学ぶ意欲や態度、思考力、判断力、表現力等の「確かな学力」を育成する。また、集団生活の中で、正義と責任、規律を重んじる態度や社会性を涵養するとともに、個性と創造力を伸ばすことを通して、「生きる力」の基礎を培う学校教育を充実する。

生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要な幼児教育及び学校教育において公教育とともに重要な役割を果たしている私立学校教育については、その振興に努める。

【基本方針3 生涯学習の推進】

区民が生きがいと地域社会に対する愛着をもって生活することのできる生涯学習社会を確立するため、歴史や文化芸術、スポーツ等、多様な学習や活動の機会の提供と質の充実に努める。また、関係団体の自主的な活動の場等の条件整備を一層図り、生涯学習を推進する。

【基本方針4 区民の教育参加の推進】

家庭・学校(園)・地域社会のすべてを人が生涯にわたって学ぶための環境とし、すべての区民が連携・協働して、共に育ちあう地域社会を形成できるよう、区民の教育参加を推進する。

## 2. 教育委員会

### (1) 教育委員会のしくみ

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき設置されている合議制の執行機関である。

教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織されており、教育長については、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、委員については、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、区長が区議会の同意を得て任命する。任期については、教育長は3年、委員は4年となっている。

なお、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

※ 会務を総理するとは、「教育委員会の会議を主宰」すること、「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」こと、「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」ことを意味する。

### 教育長及び教育委員

(令和5年5月1日現在)

| 役 職            | 氏 名                 | 任 期                   |
|----------------|---------------------|-----------------------|
| 教 育 長          | さとう のりひさ<br>佐藤 徳久   | 令和4年10月1日～令和7年9月30日   |
| 教 育 長<br>職務代理人 | たかもり たいしょう<br>高森 大乘 | 令和2年10月8日～令和6年10月7日   |
| 委 員            | かきうち えみこ<br>垣内 恵美子  | 令和3年12月18日～令和7年12月17日 |
| 委 員            | うらい さちこ<br>浦井 祥子    | 令和4年12月25日～令和8年12月24日 |
| 委 員            | かんだ<br>神田 しげみ       | 令和元年10月8日～令和5年10月7日   |



教育長  
佐藤 徳久



教育長職務代理人  
高森 大乘



委 員  
垣内 恵美子



委 員  
浦井 祥子

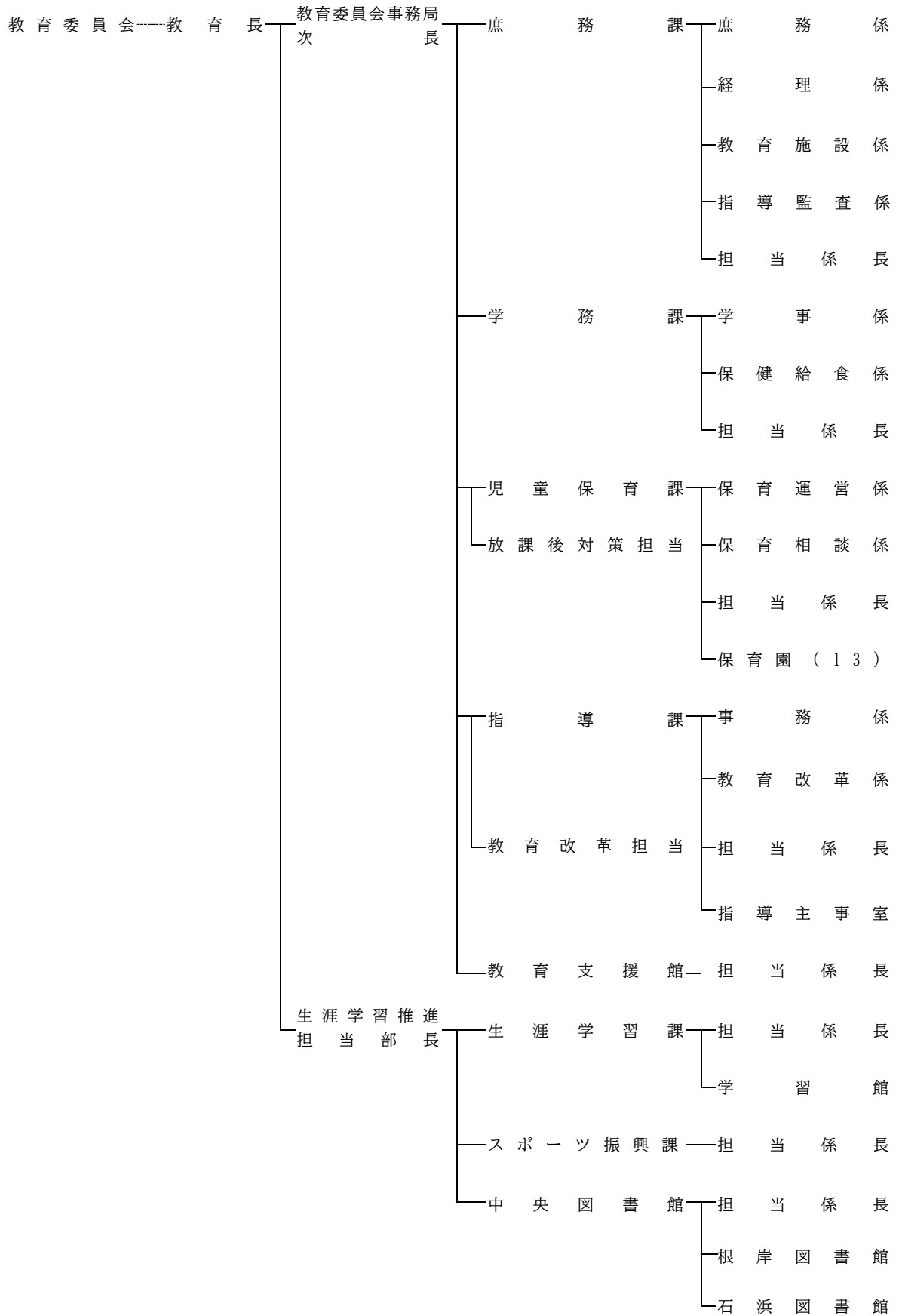


委 員  
神田 しげみ

### (2) 教育委員会の開催

教育委員会では、区教育行政の運営に関する一般方針の確定や、教育予算及びその他の議会の議決を経るべき事案等の重要案件を処理するために、原則として毎月2回の定例会と必要に応じて臨時会を開催し、付議された事案を審議するほか、教育に関する様々な重要事項について事務局より協議及び報告を受けている。

(3) 教育委員会の組織（令和5年4月1日現在）



(4) 教育委員会の事務分掌（令和5年4月1日現在）

| 組 織   | 事 務 分 掌  |
|-------|--|
| 庶 務 課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育行政の企画、調整及び統制に関すること。</li> <li>2 教育委員会の会議及び委員に関すること。</li> <li>3 公印の管守に関すること。</li> <li>4 規則、訓令等の立案に関すること。</li> <li>5 文書の審査、受発及び保存に関すること。</li> <li>6 表彰及び褒賞に関すること。</li> <li>7 私立学校(私立幼稚園に限る。)に関すること。</li> <li>8 事務局(教育支援館及び図書館その他の社会教育機関を含む。)職員<br/>の任免、服務その他の人事に関すること。</li> <li>9 教育行政の広報及び相談に関すること。</li> <li>10 教育に係る調査統計に関すること。</li> <li>11 教育委員会の予算及び決算の調整統括に関すること。</li> <li>12 教育委員会の経理に関すること。</li> <li>13 学校(幼稚園を含む。以下同じ。)物品の出納保管に関すること。</li> <li>14 学校の教具及び教材等の整備に関すること。</li> <li>15 学校経理事務の調整統括に関すること。</li> <li>16 学校職員(教職員を除く。以下同じ。)の人事に関すること。</li> <li>17 学校職員の研修及び講習等に関すること。</li> <li>18 教職員及び学校職員の給与及び福利厚生に関すること。</li> <li>19 教職員及び学校職員の旅費に関すること。</li> <li>20 教育施設の基本計画、改築、改修計画及び整備計画に関すること。</li> <li>21 教育施設の管理及び維持修繕に関すること。</li> <li>22 学校開放に伴う使用許可に関すること。</li> <li>23 学校施設の使用許可に関すること。</li> <li>24 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び教育委員会に属<br/>する特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関すること。</li> <li>25 学校内のネットワークの運用に関すること。</li> <li>26 教育の情報システムに関すること。</li> <li>27 他の課、館に属しないこと。</li> </ol> |
| 学 務 課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区立学校・区立幼稚園及び校外施設の設置及び廃止に関するこ<br/>と。</li> <li>2 区立学校の通学区域及び通学路に関すること。</li> <li>3 区立学校の学級編制に関すること。</li> <li>4 学齢児童及び生徒の就学並びに児童・生徒及び幼児の入学、転学<br/>及び退学に関すること。</li> <li>5 幼児教育のあり方に係る検討に関すること。</li> <li>6 認定こども園に関すること。</li> <li>7 教科書無償給与に関すること。</li> <li>8 就学援助及び就学奨励に関すること。</li> <li>9 特別支援学級に関すること。</li> </ol>   |

| 組 織       | 事 務 分 掌   |
|-----------|---|
|           | 10 心身障害児の就学相談に関する事。           11 特別支援教育に係る関係機関の連絡調整に関する事。           12 移動教室、夏季施設及び修学旅行に関する事。           13 スクールバスに関する事。           14 学校保健及び独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。           15 学校給食に関する事。           16 学校体育の連合行事に関する事。           17 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等に関する事。           18 校外施設の基本計画、改築、改修計画及び整備に関する事。           19 校外施設の管理運営に関する事。           20 校外施設の使用許可に関する事。 |
| 児 童 保 育 課 | 1 保育事業に関する企画、情報提供及び相談に関する事。           2 保育の利用に関する事。           3 区立保育所の管理運営に関する事。           4 私立保育所の助成等に関する事。           5 家庭的保育事業等に関する事。           6 児童館に関する事。           7 児童の放課後対策に関する事。           8 認証保育所及び家庭福祉員に関する事。           9 その他児童育成及び保育に関する事。   |
| 指 導 課     | 1 教職員の任免、服務その他人事に関する事。           2 学校経営及び学校教育の指導に関する事。           3 教育課程の編成及び実施の指導事務に関する事。           4 教科用図書採択及び教材の取扱いに関する事。           5 教職員の指導及び研修に関する事。           6 児童、生徒及び園児の交通安全指導に関する事。           7 教育支援館との連絡に関する事。           8 教育改革を行うための施策の検討に関する事。   |
| 教 育 支 援 館 | 1 公印の管守に関する事。           2 庶務及び経理に関する事。           3 事務事業の連絡調整に関する事。           4 教育相談に関する事。           5 適応指導に関する事。           6 教職員の研修に関する事。           7 教育に関する調査、研究及び学校支援に関する事。           8 視聴覚ライブラリーに関する事。           9 教科書センターに関する事。           10 教育資料の作成及び整備に関する事。           11 施設の管理運営に関する事。   |



| 組 織     | 事 務 分 掌   |
|---------|---|
| 生涯学習課   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生涯学習の振興及び関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>2 社会教育委員に関する事。</li> <li>3 社会教育の企画、立案、指導及び助言に関する事。</li> <li>4 青少年、成人、高齢者、女性及び家庭の教育に関する事。</li> <li>5 社会教育関係指導者の養成及び確保に関する事。</li> <li>6 社会教育関係団体(社会体育に関するものを除く。)との連絡調整及び援助に関する事。</li> <li>7 文化財に関する事。</li> <li>8 文化財保護審議会に関する事。</li> <li>9 社会教育施設(社会体育施設及び文化施設を除く。)の設置及び廃止に関する事。</li> <li>10 社会教育センター及び社会教育館の管理運営に関する事。</li> <li>11 生涯学習センターに関する事。</li> <li>12 教育委員会所管の文化関連事業に関する事。</li> </ol> |
| スポーツ振興課 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会体育の企画、立案、指導及び助言に関する事。</li> <li>2 社会体育関係施設及び関係機関との連絡調整及び援助に関する事。</li> <li>3 体育及びレクリエーションに関する事。</li> <li>4 社会体育関係指導者の養成及び確保に関する事。</li> <li>5 スポーツ推進委員に関する事。</li> <li>6 社会教育施設(社会体育施設に限る。)の設置及び廃止に関する事。</li> <li>7 台東リバーサイドスポーツセンター、社会教育センター清島温水プール、柳北スポーツプラザ、たなかスポーツプラザ、荒川河川敷運動公園運動場及び江戸川河川敷野球場の管理運営等に関する事。</li> </ol>   |
| 中央図書館   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中央図書館及び分館運営の企画及び調整に関する事。</li> <li>2 文書及び公印の管守に関する事。</li> <li>3 中央図書館及び分館の施設、設備の維持管理に関する事。</li> <li>4 中央図書館の出勤簿に関する事。</li> <li>5 統計及び調査に関する事。</li> <li>6 中央図書館の経理に関する事。</li> <li>7 併設施設との連絡調整に関する事。</li> <li>8 他の図書館及び関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>9 館内取締に関する事。</li> <li>10 図書館資料の収集、整理、保管及び利用に関する事。</li> <li>11 図書館資料目録の編集並びに図書修理及び製本に関する事。</li> <li>12 分室に関する事。</li> <li>13 池波正太郎記念文庫の資料収集、企画及び事業等運営に関する事。</li> </ol>            |

| 組 織 | 事 務 分 掌   |
|-----|---|
|     | 14 図書の団体貸出に関する事。<br>15 鑑賞会、映画会及び読書会の開催並びに奨励に関する事。<br>16 読書相談及び読書案内に関する事。<br>17 情報文献の収集及び提供に関する事。<br>18 図書資料の相互貸借に関する事。<br>19 郷土資料の収集、保存、利用、紹介及び展示に関する事。<br>20 視聴覚機材の保管、整備及び利用に関する事。<br>21 障害者に対する図書館サービスに関する事。<br>22 その他図書館奉仕に関する事。<br>23 分館に属しない事。     |
| 分 館 | 1 分館の文書及び公印の管守に関する事。<br>2 出勤簿に関する事。<br>3 併設施設との連絡調整に関する事。<br>4 館内取締に関する事。<br>5 図書館資料の収集、整理、保管及び利用に関する事。<br>6 図書館資料目録の編集並びに図書の修理及び製本に関する事。<br>7 図書の団体貸出に関する事。<br>8 鑑賞会及び映画会等事業の実施に関する事。<br>9 読書相談及び読書案内に関する事。<br>10 図書資料の相互貸借に関する事。<br>11 その他図書館奉仕に関する事。 |

### 3. 台東区学校教育ビジョン

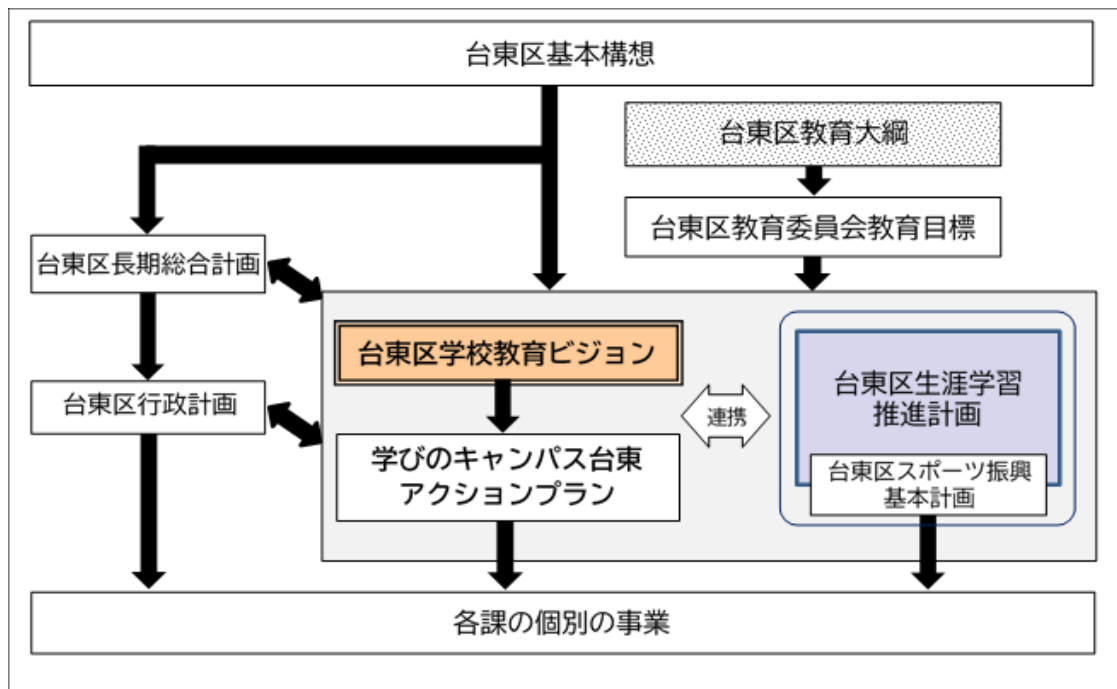
(令和元年10月 策定)


#### (1) 学校教育ビジョン策定の背景

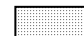
教育を取り巻く状況が大きく変化する中、予測困難な未来を生きる子供たちのために、学校教育について考えることが重要になっている。本ビジョンは、「台東区教育大綱」や「台東区教育委員会教育目標」、国の「教育振興基本計画（第3期）」及び「台東区基本構想」に基づく区政運営の長期的指針である「台東区長期総合計画」を踏まえ、世界に飛躍し未来を創造する台東区を築く子供たちを育む教育施策として、これからの10年先を見据えた学校教育の理念や方向性を示すものである。

#### (2) 学校教育ビジョンの位置付け

本ビジョンは、「就学前教育」「小学校教育」「中学校教育」全般を「学校教育」と定義し、0歳から15歳までの教育を一体的に推進するための指針とすると同時に、「学びのキャンパス台東アクションプラン」、「台東区生涯学習推進計画」、「台東区スポーツ振興基本計画」と合わせて、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する台東区の「教育振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付ける。



\*網掛け部分 (  ) は「教育振興のための施策に関する基本的な計画」の位置付けとする。

\*なお、台東区教育大綱 (  ) は国の教育振興基本計画を参酌し策定されたものである。

#### (3) 学校教育ビジョンの基本理念

台東区基本構想、台東区長期総合計画、台東区教育大綱及び台東区教育委員会教育目標を学校教育の視点から実現していくため、次の基本理念を掲げる。これに基づいて育てたい人間像を明らかにするとともに、4つの施策の目標を示し、本ビジョンの展開を具体化していく。

#### 【基本理念】

学校教育は一人ひとりの個性・能力を伸ばし、心豊かに充実した人生を送るための基礎を築き、社会全体の今後一層の発展を実現するための「ひとづくり」です。台東区は、世界に飛躍し未来を創造する子供を育むため、まち全体を人が成長するための環境として捉え、豊かな文化や歴史、伝統などを活かした教育を推進しています。こうしたかけがえのない財産を活かし、学校、家庭、地域の信頼と支え合いの中で、未来を担う子供たちが、多様化・国際化する変化の激しい社会に対応し、創造性豊かに、たくましく生きる力を身に付けられる教育を推進します。

#### 基本理念を表すキャッチフレーズ

まちを学びのキャンパスとし 世界に飛躍し未来を創造する人を育成する

台東区では、台東区の将来像として「『ひと』も『まち』も輝くことで、世界中の人々を惹きつけ、ともに更なる活力と魅力を生み出す『世界に輝くひとまちたいとう』」の実現を目指している。この実現のためには、何よりも「ひとのちから」が大きいと考える。

世界中の人々を惹きつけるためには、長い間、積み重ねられてきた歴史や、まちに息づく多彩で粋な文化はもとより、住む人、働く人、訪れる人の活躍も大切である。その中でも住む人の活躍が重要で、まちを支えるためには「ひとづくり」が基本である。学校教育ではこのことを踏まえ、未来を担う子供たち一人ひとりが豊かな心や創造性を備えた社会の創り手として、平和で多様な人々が活躍できる社会の発展に貢献する「ひとづくり」を進める。

「学校」「家庭」「地域」がともに責任と役割を理解し、信頼し支え合う教育環境を創り出し、子供たちが主体的に学び、他者との対話を通して学ぶことの楽しさを知り、「見方・考え方」を働かせながら深い学びへと至り、たくましく生きる力を身に付ける学校教育の実現を目指すものである。

#### (4) 育てたい人間像

「学校教育ビジョン」に掲げる青年期前期までに育てたい人間像を以下に掲げる。

#### 【育てたい人間像】

- ・まちを愛し、人を愛し、他とのかかわりの中で自分を大切にする人  
自分が生まれ育ったまち台東区を誇りに思い、これまで築き上げられた粋で多彩な文化や技、進取の気概や人情味あふれる暮らしなど、台東区の豊かな宝ものを受け継ぎ、まちを愛し、人を愛し、他への感謝の心もち、まちに集う人々との絆を尊重し、さらには、他とのかかわりの中でかけがえのない自分を大切にする人
- ・自分のよさや可能性を認識し、様々な社会的変化に対応できる人  
多様化・国際化する変化の激しい社会で生き抜くために、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化に対応できる人
- ・新たな地域や社会を創造しようとする高いこころざしをもつ人  
江戸で培った歴史、先人が継承してきた文化や伝統を受け継ぎ、思いやりの心や社会生活の基本的ルール、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、次代を創造する主体者としての幅広い視野を身に付け、新たな地域や社会を創造しようとする高いこころざしをもつ人

## (5) 学校教育ビジョンの体系

学校教育ビジョンでは、4つの施策の目標を掲げ、さらに16の施策の方向に基づき施策を展開し、基本理念の実現に向けて学校教育を推進する。

### 施策目標1 新しい時代に対応する資質・能力を育成する

子供たち一人ひとりが生涯を通じて夢とこころざしをもち、予測困難な時代を生き抜くために、人権尊重の精神を基盤とし、健やかな心と体の育成を図るとともに、基礎的・基本的な学力の定着と自ら学び考える力の育成を図る。保護者や区民の理解を得ながら、新しい時代に対応する資質・能力の育成を推進していく。

#### 施策の方向①「かけがえのない命を大切にす豊かな心の育成」

- 人権教育の推進
- 生命尊重の教育の推進
- 規範意識や思いやりの心の育成、道徳教育の充実
- 困難を乗り越え、物事を成し遂げる力を育むための教育活動の推進
- 文化・芸術に触れる体験の充実

#### 施策の方向②子供の資質・能力の育成と学習習慣の確立

- 基礎・基本を身に付ける教育の推進
- 自ら学び考える教育の推進
- 学びに向かう力、人間性の涵養
- 主体的・対話的で深い学びの推進

#### 施策の方向③豊かな体験活動を通じた健やかな体の育成

- 運動習慣の確立と体力向上の推進
- 自然体験活動の充実
- 給食の充実と食育の推進
- 健康・安全・防災教育の推進

#### 施策の方向④新たな価値を創造する社会を生きるために必要となる力の育成

- 情報活用能力の育成
- 新しい時代に対応できる資質・能力の育成
- 新たな価値を創造するための教育の推進

### 施策目標2 グローバルな社会で活躍する人材を育成する

多様化・国際化する変化の激しい社会で生き抜くためには、グローバルな視点をもって豊かな地域社会の創造・発展に積極的に貢献しようとする姿勢が求められる。その姿とは、江戸と今をつなぐまち台東区の歴史や文化伝統に誇りをもち、地域を愛し、人を愛し、行動することであると考え。そのために、新たな社会的・経済的価値を生み出すことなど、まちのニーズに応える人材や多文化共生の地域社会で活躍する人材、広い視野をもち国際社会を牽引していく人材など、グローバルな社会で活躍する人材を育成するための取組を推進する。

#### 施策の方向⑤こころざしを立て将来の夢や理想を実現する人の育成

- こころざし教育の推進
- グローバルに活躍する人材の育成

#### 施策の方向⑥社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

- 自己の生き方や働き方を考える教育の推進
- 勤労観・職業観の育成とキャリア形成

施策の方向⑦江戸で培った歴史や伝統を受け継ぐ豊かな感性の醸成

- 文化・芸術を豊かに感じる心の醸成
- 郷土の歴史・伝統に対する理解の促進
- 地元の文化・芸術に触れ愛着と誇りを育む教育の推進

施策の方向⑧社会の発展に貢献する意欲と責任感の育成

- 社会に参画しようとする意欲や態度の育成
- まちや社会の期待に応える人材の養成
- 人と人との絆づくりの推進

施策目標3 多様なニーズを具現化する教育を展開する

就学前教育の段階から義務教育段階において子供たちが多様な学習の機会を得られるようにしていくために、様々な状況にある家庭への支援を多面的・多角的に進めるための方策の充実を図る。安全安心な教育環境の実現に向けた取組を継続的、計画的に進めていくとともに、子供や保護者の満足感、達成感を高めるための充実した教育環境の整備を推進し、多様なニーズを具現化する教育を展開していく。

施策の方向⑨子供が豊かに学ぶ教育環境づくりの推進

- 特別支援教育の推進
- 外国人の子供や帰国児童・生徒に対応した教育への支援
- 健康課題に対する取組の充実
- 個人の性的指向や性自認に対する正しい理解と適切な配慮

施策の方向⑩様々な家庭の状況や子供の諸課題の支援

- 家庭への支援
- 子供の諸課題に対する組織的な対応
- 学びのセーフティネットの充実

施策の方向⑪教員・保育士の資質・能力の向上

- 教員・保育士の資質・能力の向上
- 教員・保育士の支援体制の充実
- 働き方改革の推進

施策の方向⑫時代の変化に対応した環境整備の推進

- 教育・保育環境の充実
- 安全安心な施設・設備の充実
- 時代の変化に対応したICT教育環境の充実

施策目標4 持続可能な社会を創造する教育を展開する

学校園が地域のつながりの中心となり、地域の教育の拠点として、地域の施設や組織、人的なつながりや絆など様々な形での連携を広げることで、地域全体を活性化していくことが重要である。学校園が地域の人的、物的資源を活用することで、地域との連携を深め、さらに、学校、家庭、地域がそれぞれの立場から子供の教育に責任をもち、子供とのかかわりの中で個人が主体的に社会に参画し、子供たちを支え、地域社会全体の教育力の向上を目指しながら、相互に支え合う持続可能な社会を創造する教育を展開していく。

施策の方向⑬保護者・地域とともにある学校園づくりの推進

- 地域社会に開かれた学校園づくりの推進
- 創意工夫ある魅力ある教育活動の推進
- 学校園と家庭との連携

施策の方向⑭学校園間の円滑な接続や連携の推進

- 幼稚園・保育園・こども園の連携の推進
- 0歳から15歳までの一貫した教育の充実
- 社会教育施設との連携

施策の方向⑮地域社会全体の教育力の向上

- 学校園と家庭・地域が連携した教育活動の推進
- 共同社会の拠点としての学校園の活用

施策の方向⑯自律的な学校園経営の推進

- カリキュラム・マネジメントの確立
- 教育行政における学校園経営の支援

#### 4. 学びのキャンパス台東アクションプラン

##### (1) アクションプラン策定の目的と位置付け

アクションプランは、「台東区学校教育ビジョン」が示す4つの施策目標と16の施策の方向に基づき施策を展開し、学校教育を推進するための具体的な行動計画である。また、「台東区学校教育ビジョン」、「台東区生涯学習推進計画」、「台東区スポーツ振興基本計画」と合わせて、台東区の「教育振興のための施策に関する基本的な計画」と位置付ける。

これからも、学校教育に課せられた現代的要請を真摯に受け止め、台東区基本構想が掲げる「世界に輝く ひと まち たいとう」の実現を目指し、世界に飛躍し未来を創造する人を育成する学校教育の推進に取り組む。

##### (2) アクションプランの体系

台東区学校教育ビジョンの施策体系に沿って取組事業を位置付ける。(3. 台東区学校教育ビジョン P.11 参照)

##### (3) 計画の期間

令和5年度から令和7年度までの3年間とする。

#### 5. 台東区学校教育情報化推進計画

##### (1) 計画の概要

###### ア. 計画策定の背景

令和2年9月から令和3年2月にかけて、台東区立小・中学校全26校に1人1台のタブレット端末等の整備を行った。学習指導要領においては児童・生徒の情報活用能力の育成を図るため、ICT機器を学習活動において効果的に活用することが求められている。

###### イ. 計画の位置付けと体系

「台東区学校教育ビジョン」、「学びのキャンパス台東アクションプラン」の下位計画と位置付け、「基本目標」、「基本方針」を示すものとする。

また、資料編として、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等に基づく「台東区立学校教育情報セキュリティポリシー」を示すものとする。

ウ. 計画の期間

令和4年度から令和7年度までの4年間とする。

(2) 計画の基本目標と基本方針

ア. 基本目標

台東区学校教育ビジョンが掲げる基本理念の実現に向けて、台東区立学校におけるICT環境の整備及び活用の推進を通して、児童・生徒の情報活用能力の育成を図る。

イ. 基本方針

【環境整備】

○学校における安全・安心なICT環境の整備

児童・生徒、教員が、安全かつ安心してICT機器を活用できるように環境を整備する。

【活用推進】

○教科等指導における情報化の推進

情報セキュリティ教育、情報モラル教育、各教科等の指導で、1人1台端末等のICT機器の効果的な活用を推進する。

○家庭学習等における情報化の推進

1人1台端末を持ち帰り、家庭学習等の活用を推進する。

○校務情報化の推進

学校の校務支援システム、ホームページシステムの活用により、校務の情報化を推進する。

【体制整備】

○学校教育情報化に関する研究、研修、支援体制の確立

児童・生徒の情報活用能力の育成のために、ICT活用効果を研究する。

また、ICTの効果的な活用を促進するための教員研修や、ICT支援員による授業支援に取り組む。

6. 幼児教育共通カリキュラム

(1) 台東区の幼児教育の基本理念

「人権尊重の精神に基づき、豊かな生活体験を積み重ねながら、規範意識の芽生えを育て、一人一人のよさと可能性を伸ばしていくことで、『生きる力』の基礎を培う。」

(2) 台東区の幼児教育がめざす子供の姿

- ・健やかな心と体をもち、きまりを守り行動できる子供
- ・やさしさや思いやりの心をもち、友達と協力して物事をやりとげようとする子供
- ・自然や身近なことに関心をもち、自ら考え、豊かに表現する子供



### (3) 「台東区幼児教育共通カリキュラム」のめざす方向

発達段階に沿った「望ましい姿」により、どの園、どの家庭でも、「この時期には、この力を育てましょう」という共通の理解をして園と家庭が協力し、幼児教育の充実と小学校教育への円滑な接続を図る。

#### ア. 子供たちに身に付けさせたい3つの力

- ・健康な心と体で生活できる力
- ・相手や状況が分かり、楽しく活動し、協力できる力
- ・自分で考え、意欲的に遊び、学べる力

#### イ. 一貫した3つの柱の年間指導計画

幼児教育から一貫した、「生活」「人とのかかわり」「学び」の3つの柱で保育・教育の年間指導計画を策定。小学校への円滑な接続を図るため3つの柱で遊びから学びへの移行を大切にする。

#### ウ. 保育者の配慮点

- ・「主体的な活動、協同的な遊び」
- ・「見る・聞く・話す力の育成」
- ・「計画性・柔軟性のある環境・援助」

#### エ. 小学校への円滑な接続を図るための取組

- ・幼児と児童の交流活動
- ・保育士・幼稚園教員と小学校教員の連携
- ・接続期カリキュラム事例集の活用
- ・家庭との連携、家庭への啓発

#### オ. 台東区の特色や教育課題を踏まえた取組

台東区の伝統、歴史、文化と現在の教育課題を重視した取組を保育・教育の実践のなかで取り入れていく。

- ① 規範意識の芽生えの育成 ② こころざし教育 ③ 食育 ④ 体力の向上
- ⑤ 生活習慣・学習習慣の共通化・段階化 ⑥ 台東区の地域財産等の活用

## 7. 台東区生涯学習推進計画

### (1) 策定の目的と位置づけ

#### ア. 計画の目的

生涯学習関連施策をより総合的・効果的に推進するため「台東区生涯学習推進指針」及び「台東区生涯学習推進プラン」を策定してきた。しかし、これらの策定・改定から数年が経過し、その間に人生100年時代の到来や Society5.0 の実現に向けた取組みが進んでいるほか、新型コロナウイルス感染症の影響等により、生活様式や働き方などに対する人々の意識も変化している。このような状況の中、台東区の生涯学習においても、時代の変化に対応した効果的な事業展開を図ることが重要である。

このため、「台東区基本構想」に掲げる将来像「世界に輝く ひと まち たいとう」の実現に向け、現在の課題に対応した生涯学習施策を推進するため、「台東区生涯学習推

進指針」及び「台東区生涯学習推進プラン」を改定・統合し、新たに「台東区生涯学習推進計画」を策定した。

イ. 計画の位置づけ

本計画は、「台東区スポーツ振興基本計画」、「台東区学校教育ビジョン」及び「学びのキャンパス台東アクションプラン」を合わせて、教育基本法に基づき策定する台東区の「教育振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものである。

(2) 計画の概要

計画期間は令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とする。

(3) 計画の基本理念と施策体系

ア. 基本理念

「学び 活かし みんながつながる台東区」

イ. 目標指標

5年後の目標指標 生涯学習に取り組む区民の割合…80%以上

ウ. 施策の体系

【基本目標1】多様な分野における学びの機会を充実する

| 施策の方向                  | 施策                    |
|------------------------|-----------------------|
| 1 世代に応じた学習機会の充実        | (1) 乳幼児の体験機会の充実       |
|                        | (2) 青少年の学ぶ機会の充実       |
|                        | (3) 成人の学びの充実          |
|                        | (4) 高齢者の学習機会の充実       |
| 2 多様なニーズや主体に応じた学習機会の充実 | (5) 家庭教育の充実           |
|                        | (6) スポーツに親しむ機会の提供     |
|                        | (7) 芸術・文化・伝統に親しむ機会の提供 |
|                        | (8) 多様な主体に応じた学習機会の提供  |

【基本目標2】学び続けられる環境を充実する

| 施策の方向            | 施策                 |
|------------------|--------------------|
| 3 時代の変化に対応した施設整備 | (9) 生涯学習施設の充実      |
| 4 学びを継続できる支援の充実  | (10) 情報発信の充実       |
|                  | (11) ICTを活用した学びの充実 |

【基本目標3】学びの成果を活かす取組みを推進する

| 施策の方向                       | 施策                  |
|-----------------------------|---------------------|
| 5 学習成果の活用を促進するための支援の充実      | (12) 活動に取り組む担い手の育成  |
|                             | (13) 成果を活用する場の整備・充実 |
| 6 学びの成果を地域活動につなげていくための支援の充実 | (14) 学習と活動の循環の促進    |
|                             | (15) 地域と協働した取組みの推進  |

8. 台東区スポーツ振興基本計画

(1) 計画の概要

「台東区スポーツ振興基本計画」は、区がスポーツ基本法に基づき定める、スポーツの推進に関する総合的な計画である。

本計画は、平成29年3月に策定し、区民等と協働しながら、スポーツを振興してきた。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されたことや新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、一部計画の見直しを行い、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とする新たな計画を策定する。

(2) 計画の基本理念と施策体系

計画の基本理念

スポーツで みんなが つながり 輝く 台東区

計画の基本目標と施策

★基本目標 1. 生涯スポーツ社会の実現

目標値 成人の週1回以上のスポーツ実施率 70%

| 施策                           | 取組                |
|------------------------------|-------------------|
| 施策1 子供の体力向上<br>【重点施策】        | 幼児の体力向上           |
|                              | 児童・生徒の体力向上        |
| 施策2 高齢者が健康に暮らせる<br>スポーツ施策の充実 | 地域のつながりの強化        |
|                              | 自主的な活動の支援         |
|                              | 介護予防事業            |
| 施策3 働き盛り・子育て世代への<br>支援       | 気軽にスポーツに触れる機会の創出  |
|                              | 親子で参加できるスポーツ事業の実施 |
| 施策4 身近なスポーツ環境づくり             | 正しいラジオ体操の普及・促進    |
|                              | スポーツを始めるきっかけづくり   |
|                              | 誰でも参加できる教室事業      |
|                              | 区民が活躍する大会事業       |
|                              | オンラインを活用した事業      |
| 施策5 スポーツを支えあうひと<br>のつながり     | ボランティアの育成         |
|                              | スポーツを行う団体との連携     |
|                              | スポーツを支える指導者の育成    |
| 施策6 スポーツに関する講座の<br>開催・情報発信   | スポーツへの理解を深める講座の開催 |
|                              | スポーツ情報の発信         |

★基本目標 2. スポーツのできる環境の整備

目標値 区立スポーツ施設年間利用者数 70万人

| 施策  | 取組                    |
|---|-----------------------|
| 施策1 台東リバーサイドスポ<br>ーツセンター屋外施設の整備<br>【重点施策】 | 陸上競技場の改修及び庭球場等周辺環境の整備 |
| 施策2 バリアフリー・ユニバー<br>サルデザイン推進               | 建物のバリアフリー・ユニバーサルデザイン  |
|   | 心のバリアフリー・ユニバーサルデザイン   |
| 施策3 快適に利用できるスポ<br>ーツ施設の運営                 | スポーツ施設の管理運営           |
|   | 区外スポーツ施設の活用           |
| 施策4 身近な運動場所の確保                            | 区立小・中学校の活用            |
|   | その他の施設の活用             |

- ★基本目標3. スポーツにより支えあう社会の実現（障害者スポーツの推進）  
 目標値 障害者スポーツへの関心を持つ区民の割合 70%

| 施策                                | 取組                       |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 施策1 障害のある方がスポーツを始めるきっかけづくり        | 障害者スポーツの初心者に向けた教室        |
|                                   | 気軽に障害者スポーツに触れる機会         |
| 施策2 障害者スポーツを継続できる環境づくり            | 継続したスポーツ教室・イベント事業        |
|                                   | 誰もが楽しく障害者スポーツをできる場所づくり   |
| 施策3 障害者スポーツを通じた相互理解<br><br>【重点施策】 | 共生社会に向けた障害者スポーツ教育・講座     |
|                                   | 障害者スポーツによる区民の交流          |
|                                   | パラリンピック競技の大会誘致・パラアスリート支援 |

## 9. 台東区立図書館取組方針

### (1) 策定の目的

台東区立図書館では、これまで図書や地域の歴史文化資料の収集・保存、子供の読書推進などに取り組んできたが、近年、情報メディアの発達や個人貸出数の減少など、図書館を取り巻く状況は変化している。

そのため、区では今後の図書館運営に向け、平成28年度に「台東区立図書館の基本的な考え方」を策定し、目指す図書館像と基本方針を定めた。

その後、その目指す図書館像と基本方針をさらに推進するため、平成30年度に具体的な取組などを加えた「台東区立図書館取組方針」を策定した。

### (2) 目指す図書館像

台東区立図書館は、身近な情報拠点として区民の暮らしに寄与すること、また生涯を通じて学ぼうとする区民に必要な資料を提供するため、次の2つの図書館を目指すこととした。

区民の役に立つ図書館

生涯学習を支える図書館

### (3) 基本方針と具体的な取組

目指す図書館像を実現するため、次の4つの基本方針に基づき取組を行う。

#### 基本方針1 「知りたい・学びたい」に応える

地域、区民の関心の高いテーマや課題など、区民に役立つ資料・情報を収集し、区民の求めに応じ的確・迅速に提供する。

《主な取組》

- レファレンス資料・情報の充実
- テーマコーナーの設置
- 情報発信の強化

#### 基本方針2 子供の成長を支える

子供が読書に親しむための読書環境の充実や、子供の健やかな成長を支えるための読書活動を支援する。

《主な取組》

- 作品に触れる子供向け事業の実施
- 子供の調べ学習への支援
- 教職員や学校図書館ボランティアへの支援

### 基本方針3 歴史・文化を伝える

先人たちが大切に守り、育み、現代へ継承されてきた郷土資料を収集・保存・展示し、台東区の歴史・文化に親しめる環境を整備する。

《主な取組》

- 歴史・文化に関する資料の収集と提供
- 小中学生が歴史や文化に親しめる環境づくり
- 郷土・資料調査室の利用促進

### 基本方針4 絆が生まれる

気軽に図書館を利用し、人との出会いや地域における交流が深まる契機となる取組を行う。

《主な取組》

- ワークショップなどイベントの実施
- 子供の読書活動を支える人材の育成
- 読み聞かせボランティア連絡会の実施

## 10. 台東区子供読書活動推進計画（第四期）

### （1）計画の概要

子供たちが、読書を通じてより良い人生を送る力を身につけられるよう、成長段階に合わせた適切な読書環境を提供し、子供の読書活動を推進するため、令和元年度に「台東区子供読書活動推進計画（第四期）」を策定した。

本計画は、国が策定した「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」及び「第三次東京都子供読書活動推進計画」を基本として、これまでの区の計画を踏まえながら新たな取組を加え、区における今後5年間の子供読書活動の推進に関する施策や取組を示している。

### （2）計画目標

- ①子供の成長段階に応じた一貫した読書環境の整備
- ②学校等における読書環境の充実
- ③子供読書活動推進の意義の普及・啓発

### （3）施策の方向性

- ① 家庭・地域等における読書活動の推進
  - 家庭・地域
  - 区立図書館
  - 児童館・保健所・子ども家庭支援センター等

② 幼稚園・保育園・こども園における読書活動の推進  
○幼稚園・保育園・こども園の役割

③ 学校における読書活動の推進  
○学校の役割  
○学校図書館の充実  
○区立図書館との連携

④ 関係機関の連携による読書活動の推進  
○関係機関の連携・協力  
○学校と図書館の連携・協力

⑤ 子供の読書活動を推進するための啓発・広報  
○啓発・広報

⑥ 計画の推進  
○推進体制  
○進行管理

## 1 1. 広 報

### (1) 台東まなびタイムズ 大輪

台東区教育委員会の施策を中心に学校教育や教育関係事業等を、区民にわかりやすく紹介していくため、教育委員会の広報紙として「台東まなびタイムズ 大輪」を発行している。

台東区教育委員会の学校教育や社会教育、生涯学習を含めた教育全般への考え方を、具体的な取組を通じて区民に広くお知らせしていくことを目的としている。

#### ア. 発行回数・部数

年2回発行、約1,800部/回（令和5年5月1日現在）

※併せて、区ホームページ等で電子版の配信も行う。

#### イ. 規 格

A4判

#### ウ. 紙名の由来

①「台東」により地域をあらわす。

②「まなび」により教育関係紙であることをあらわす。

④ 「タイムズ」により情報紙であることをあらわす。

④「大輪」により一人ひとりの学びたいという気持ちと、教育に関する新しい知識を結合させて、大きな花を咲かせたいという願いを込めて。

(2) 生涯学習センターニュース

生涯学習センターの施設案内をはじめ、講座や行事のPRなど様々な学習情報を発信していくため、教育委員会の広報紙として「生涯学習センターニュース」を発行している。

区民の生涯学習活動を支援し、生涯学習の啓発に資することを目的としている。

(3) 図書館だより

図書館情報の発信と更なる利用促進を目的に、台東区立図書館で行っている企画展や特集などのお知らせ、図書館が提供している様々なサービス、お勧め本の紹介などの情報を掲載した「図書館だより」を発行している。なお、内容は図書館のホームページにも掲載をしている。

ア. 発行回数・部数

年2回発行、約1,000部/回

イ. 規格

A4・4枚(A4見開き)

ウ. 配布先

区役所本庁舎、区民事務所・地区センター、区内小中学校、各図書館

## 12. 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとなっている。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている。

台東区教育委員会においても、法の趣旨に則り、区民への説明責任を果たすとともに、教育行政を効果的かつ効率的に推進するため、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施している。